



平成27年度



000000000

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
民法			氏名 鷹合 宣守

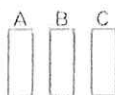
第1 設問1

- 1 FのBに対する請求は、所有権に基づき返還請求権としての甲建物の明渡請求である。以下に、その当否を検討する。
- (1) まず、AはBとの間で、本件贈与契約（民法（以下法令を省略）58条）を締結し、甲建物をBに引渡ししている。この時点では、AのBに対する所有権移転登記手続は行われていない。このため、Bは甲建物の所有権を確定的に取得しているといえる。①に公信力は付かないか？
- 次に、Aの死後には、C、DおよびEは、甲建物をそれぞれ3分の1ずつ相続している（88条1項、90条4号）。
- 次に、CおよびDは、本件売買契約（555条）により、甲建物をFに売却している。
- (2) まず、BとFは、甲建物の所有権につき、對抗関係にあるといえる。これ、BとFはそれぞれ、相手方の登記の欠缺を主張する正当な利益を有する「第三者」であるといえるため、その優劣は登記の先後によらず（177条）。
- (3) 本問にかいて、Fは平成26年10月末までに、CおよびDが甲建物について所有している3分の2の持分について、登記を具備している。
- 一方Bは、平成27年2月12日に、Eが甲建物について所有している3分の1の持分について、登記を具備している。
- (4) このため、これらに矛盾なく、BとFは自己の持分について相手方に主張できると考え、甲建物について共有している状態にあるといえる。
- 2 以上より、FのBに対する請求は、共有者の一人から、他の共有者に対する共有物の明渡請求である。このような請求が認められるか。





※



(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

(1) Fは、甲建物の3分の2の持分は1112の登記にあり、残る3分の1は1212の無権限である。1112の過半数の持分を有していることから、共有物の管理に関する事項を定めることができる(252条)とい、甲建物の3)に渡しを求めると考えられる。

(2) 1112、Bは甲建物の共有者の1人であり、甲建物の全部に1112、その持分は1112に使用と所有権限を有する(249条)。

1112、1112にBは甲建物の3分の1の持分は1112の登記にあり、その限度で使用と所有権限が認められている。1112のBはAが死亡する前から甲建物を使用しており、継続して甲建物を使用する利益は保護されるべきである。3分の1しか有していないのに?? ← これをどう処理するべきか論じられそう。1112は1112より有利か??

1112、Bは、甲建物の1112、正當な権限があるといえる。

(3) 以上より、Fの請求は認められない。

第2 設問2

1 BはEに対し、債務不履行に基づく損害賠償請求(415条)をするものと考えられる。以下に、その成否を検討する。

2(1) 債務不履行に基づく損害賠償請求権の成立要件は、①債務の存在、②③の不履行、④損害の発生が相当の額、⑤②と④の間の因果関係、である。本件に問題になるのは②と④の因果関係か? 1112は1112より有利か??

本問にかいては、Eに不履行があるという債務が、Aが相続して甲建物の全部に1112の所有権移転登記債務(以下「本件債務」という)である。本件債務は、C、DおよびEが共同相続人としてあるもの、Eが「本件債務の全部を履行しない」という債務不履行である。



裏

(注意事項)

1. 答案用紙の種類

本答案用紙は、民法の答案用紙です。

商法、民事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません)。

2. 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3. 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に真直に記す。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし読み取れないおそれがあり、零点となる場合があります)。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる。

(4) 答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合、試験終了後に記載することは認めません。

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

その他 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると!

民法
3
頁

45

か、おまわ それによつて全額に損害の全部を E に請求するところである。

46

問題となる。

47

(2) 所有権移転登記債務は、その目的が、所有権移転登記手続と

48

い(つの行為であり、性質上、不可分債務である。したがって、C、D

49

おまわ E が連帯して本件債務を負う(430条)。

50

したが、連帯債務者の一人に対しては、債務の全部の履行を請求する

51

ことができる(436条)。つまり、B は E に対して、本件債務の全部の履行を

52

請求することができる。

53

(3) さらに当該債務に不履行がある場合、債務の履行に従って履行

54

がなされたと見られるため、債務不履行があるといえる。つまり、E が B

55

の請求に対して、本件債務の全部を履行しないときは、債務不履行に

56

あたる。 2/3 に F に請求時点で履行不能である。

57

(4) したがって、E は債務不履行がある。

58

3(1) もとも、本件債務の不履行が、「債務者の責めに帰すべき事由」

59

事由によるものであることは、E は賠償責任を負わない。 ← 条々からたしかめよう?

60

(2) 本問に於いて、E の債務不履行は、C おまわ D が、E に無断で

61

甲建物を F に無断売却し、甲建物の3分の2に於いて、所有権移転

62

登記を行い、したがってそれにより、つまり、E は本件売買契約にも、

63

F に対して所有権移転登記手続に於いて全額を請求する。

64

また E は、A の死後、半年以上の間、甲建物を本件債務な

65

りの相続に関与していないものの、その間に他の共同相続人が、自

66

己に無断で行った行為による債務不履行の責任を負うべきである。





能めてください。なお、解答欄の枠外（罫色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、模様で正確に
は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時

される記載のある答案は無効答案として零点となります。

67

いい。

68

(3) したが、本件債務の不履行は、「債務者の責めに帰すべき事由」による。

69

したが、事由による。

70

4 以上、Bの支払請求は認められぬ。

71

以上。

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88